

(行動計画策定)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 行動計画 令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間
- 2 内容

目標1 年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均年間10日以上とする。

<対策>

- ・年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- ・管理職が率先して有給を取得するよう会議等で啓発
- ・社内広報誌等で半日有給、時間有給の取得促進

目標2 育児・介護休業法の周知及び休業中職員が復帰しやすい職場環境を整備する。

<対策>

- ・休業を取得する職員の相談窓口の設置。
- ・休業中の職員へ復帰予定前に面談を行い、復帰先などの不安を軽減させる。
- ・男性職員も育児休業を取得できることを会議等で周知する。
- ・就業規則に定めてある育児・介護休業等について復職する職員へ周知することにより休暇取得を促す。